

○珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例

平成14年12月18日

条例第38号

改正 平成17年3月18日条例第10号

平成21年3月19日条例第4号

平成24年12月25日条例第49号

平成25年9月24日条例第29号

平成27年9月24日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童に対し、医療費の一部を給付することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は満20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)別表第1で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次に掲げる児童の父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)又は母が当該児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が令別表第2各号に掲げる程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が不明となつて1年間(危難に遭遇し、死亡が推定される場合にあつては、当該危難が去つてから3箇月間)を経過した児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が引き続き1年以上海外に在住しているため、その扶養を受けることができない児童
- (7) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

- (8) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - (9) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (10) 前号に該当するかどうか明らかでない児童
- 3 この条例において、「父母のいない児童」とは、父母(実父母及び養父母を含む。以下同じ。)のすべてについて、次のいずれかに該当する児童をいう。
- (1) 父母と死別した児童
 - (2) 父母の生死が不明となつて1年間(危難に遭遇し、死亡が推定される場合にあつては、当該危難が去つてから3箇月間)を経過した児童
 - (3) 父母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - (4) 父母が引き続き1年以上海外に在住しているため、その扶養を受けることができない児童
 - (5) 父母が令別表第2各号に掲げる程度の障害の状態にあるためその扶養を受けることができない児童
 - (6) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 4 この条例において「養育者」とは、父母のいない児童を監護する者であつて、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。
- 5 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
- 6 この条例において「医療費」とは、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)により算定した額をいう。
- 7 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- 8 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(医療費の一部を県が負担又は給付する場合にあつては、当該県が負担

し、又は給付すべき額を控除した額)及び石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和39年石川県規則第79号)の規定により徴収された費用をいう。

9 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(給付対象者)

第3条 この条例において医療費の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、医療を受けた次の各号の一に該当する者とする。ただし、父若しくは母又は養育者が、本市の区域内に住所を有する場合に限る。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 父母のいない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、医療費の給付の対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

(2) 父又は母の所得(1月から9月までの間に受けた医療に係る医療費の給付にあつては前々年の所得をいい、10月から12月までの間に受けた医療に係る医療費の給付にあつては前年の所得をいう。以下同じ。)の額が、令第2条の4第2項の表に掲げる額以上であるひとり親家庭の父又は母及び児童

(3) 所得の額が、令第2条の4第4項の表に掲げる額以上である養育者が監護する児童

(4) 所得の額が、令第2条の4第5項の表に掲げる額以上である配偶者又は扶養義務者と生計を同じくしているひとり親家庭の父又は母及び児童

(5) 所得の額が、令第2条の4第5項の表に掲げる額以上である配偶者又は扶養義務者と生計を同じくしている養育者が監護する児童

3 本条における所得の範囲及び額の計算方法は、令第4条の規定の例による。

(受給資格証)

第4条 医療費の給付を受けようとするひとり親家庭の父若しくは母又は養育者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格証の交付を受けなければならない。

(給付金の額)

第5条 市長は、前条の規定による受給資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、ひとり親家庭の児童又は父母のいない児童の医療費に係る一部負担金等(付加給付等があるときは、その額を控除した額)を給付するものとする。

2 市長は、受給資格者がひとり親家庭の父又は母の医療費に係る一部負担金等を支払った場合において、当該各月の支払額(付加給付等があるときは、その額を控除した額)が1,000円を超えるときは、当該各月の支払額から1,000円を控除した額を給付するものとする。

(給付の方法)

第6条 市長は、前条第1項の給付を行う場合には、保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に給付すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があつたときは、受給資格者に対し給付を行つたものとみなす。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず受給資格者がひとり親家庭の児童若しくは父母のいない児童の医療費に係る一部負担金等を支払つた場合又は前条第2項の給付を行う場合には、受給資格者の申請に基づいて助成するものとする。

4 前項の申請は、給付対象者が保険給付を受けた日から起算して2年以内に行わなければならない。

(給付金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により第5条に規定する給付を受けた者があるときは、その者から当該給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 第5条の給付を受ける事由が第三者の行為によつて生じた場合において、給付対象者が第三者から同一の事由によつて損害賠償を受けたときは、受給資格者はその価額の限度において給付金を市に返還しなければならない。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行し、同日以降の診療に係る医療費について適用する。

附 則(平成17年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則(平成21年条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第49号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例第2条第2項の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則(平成25年条例第29号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成27年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例による改正後の珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の規定は、平成27年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。